官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一二）　二
○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一三）　二
〔省　令〕
○令和八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（**総務**五六）　二
○令和八年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令（**同**五七）　三
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務**三六）　五
〔法規的告示〕
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**総務**一六六）　六
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一六七）　七
〔その他告示〕
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（**農林水産**四七六）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百十二号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、給食費負担軽減交付金を追加する。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百十三号）（財務省）

1　政府が、地震保険契約による保険責任を再保険する保険会社等との間に締結する再保険契約は、一回の地震等によりその相手方に係るすべての地震保険契約によって支払われるべき保険金の合計額が二千百九十九億円を超える場合に、二千百九十九億円を超え五千七百六十九億円以下の部分については百分の五十、五千七百六十九億円を超える部分については十一万四千二百三十一分の十一万三千七百六十八（その超える部分の金額が一定の金額を超える場合には、別に定める割合）を政府が支払うべきことを約するものとする。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）